

## 協働事業負担金（新規）の事前調査及び審査の方針

平成28年10月5日  
幹事会において配布

### 1 提案区分の適否

提案者は、提案趣旨に基づく区分（一般、課題、特定課題）毎に提案しているが、提案区分の適否について、審査の過程で、次のような事例が考えられる。

- ① 特定課題で提案してきているが、特定課題の趣旨にそぐわない提案
- ② 一般で提案してきているが、特定課題にも合致すると考えられる提案

上記のような事例に対しては、原則として提案区分を前提に審査するが、幹事会で調査の上、良い提案であれば、審査会にあげる。

（例：特定課題の課題Aへの提案が、当該課題にそぐわないと判断される場合に、その他の区分に移行させることはしない。）

### 2 幹事会における選考数

次のとおり予め目安を設ける。

- ① 一般（提案7件）：2～3件程度
- ② 課題（提案2件）：0～2件程度
- ③ 特定課題（提案13件）：4～6件程度（4つの課題ごとに0～複数件）
- ④ ①から③の合計：7～8件程度

### 3 審査会における選考

提案区分に捉われず、基金21にふさわしい事業を選考する。

以上